

第 1 号議案

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例 の制定について

亀岡市部設置条例（平成 12 年亀岡市条例第 1 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 14 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例

亀岡市部設置条例（平成 12 年亀岡市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、まちづくり推進部及び土木建築部」を「及びまちづくり推進部」に改める。

第 2 条中

「まちづくり推進部

- (1) 都市計画に関すること。
- (2) 都市整備に関すること。
- (3) 公共交通政策に関すること。
- (4) 京都スタジアム（仮称）に関すること。

土木建築部

- (1) 桂川治水対策並びに国道及び府道の整備促進に関すること。
- (2) 道路、河川その他の土木に関すること。
- (3) 交通安全対策施設及び駐輪対策に関すること。
- (4) 法定外公共物に関すること。
- (5) 住宅及び建築に関すること。

」

を

「まちづくり推進部

- (1) 都市計画に関する事。
- (2) 都市整備に関する事。
- (3) 公共交通政策に関する事。
- (4) 京都スタジアム（仮称）を核としたまちづくりに関する事。
- (5) 桂川治水対策並びに国道及び府道の整備促進に関する事。
- (6) 道路、河川その他の土木に関する事。
- (7) 交通安全対策施設及び駐輪対策に関する事。
- (8) 法定外公共物に関する事。
- (9) 住宅及び建築に関する事。

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（亀岡市営住宅入居者選考審議会条例の一部改正）
- 2 亀岡市営住宅入居者選考審議会条例（昭和39年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。
第7条中「土木建築部」を「まちづくり推進部」に改める。

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 京都スタジアム（仮称）を核としたまちづくりを推進するため、土木建築部をまちづくり推進部に統合して、分掌事務の再編整備を行うこと。
- 2 関係する条例について、所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行すること。